

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(令和7年4月1日～)

1 認定申請手数料（法29I関係）

- 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。
- ① 基本額
 - ② 建築確認申請手数料相当額・・・法30Ⅱの申出を行う場合のみ合計
 - ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
(以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額)・・・審査を求める場合のみ合計
- ※複数建築物による申請の場合、申請建築物の①～③の金額を合計した額に他の建築物ごとの①の金額を加算した額が1件あたりの手数料となります。(法第30条第2項による②及び③については、認定申請に係る申請建築物に限りします。)
- 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。
- 1) 一戸建ての住宅の場合：区分「1」
 - 2) 共同住宅等の場合：区分「2」
 - 3) 非住宅建築物の場合：区分「3」
 - 4) 複合建築物の場合
 - ・住宅部分のみ：区分「2」
 - ・非住宅部分のみ：区分「3」
 - ・建築物全体：区分「2」+「3」

【表1】基本額

区 分	対 象	床面積（※1）	評価建築物（※2）	簡易評価法建築物（※3）	簡易、標準併用建築物（※4）	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,240円	20,800円	30,170円	40,570円
		200㎡超 ～	6,240円	21,840円	33,290円	44,730円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	38,490円	59,300円	80,110円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	23,920円	66,580円	99,870円	134,210円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	52,020円	119,640円	173,740円	227,840円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	93,630円	181,020円	253,850円	326,680円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	139,410円	321,480円	475,460円	631,520円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	212,240円	547,250円	833,360円	1,120,510円
		50,000㎡超 ～	322,520円	963,410円	1,513,780円	2,064,150円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	100,910円		264,260円
		300㎡超 ～ 1,000㎡以下	19,760円	129,000円		330,840円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	31,210円	169,580円		427,600円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	93,630円	274,660円		609,670円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	147,730円	357,890円		750,120円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	186,230円	430,720円		887,460円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	233,040円	504,590円		1,012,300円
		50,000㎡超 ～	326,680円	653,370円		1,262,000円

※1 区分「2 共同住宅等」の床面積は、共同住宅等の共用部分を評価しない方法による場合は、共用部分を除いた床面積をいいます。
※2 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第30条第1項各号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。
※3 簡易評価建築物とは、住宅にあっては誘導仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。
※4 簡易、標準併用建築物とは、外皮又は一次エネルギーのいずれかを誘導仕様基準で行い、その他を標準計算により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

	床面積の合計	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書添付あり	壁量計算書添付なし	
建築物	30㎡以下	17,000円	9,840円	19,680円
	30㎡超～ 100㎡以下	54,120円	32,830円	60,330円
	100㎡超～ 200㎡以下	62,600円	41,440円	69,650円
	200㎡超～ 300㎡以下	84,420円	68,950円	94,090円
	300㎡超～ 500㎡以下			
	500㎡超～ 1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～ 2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～ 5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備				24,630円
工作物				39,620円

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積（※5）	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～ 500㎡以下	149,940円
500㎡超～ 1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

※5 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 変更認定申請手数料（法31I関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法30Ⅱの申出を行う場合のみ合計
- ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事の審査を求める建築物の場合の手数料相当額
（以下、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額）・・・審査を求める場合のみ合計

※複数建築物による申請の場合、申請建築物の①～③の金額を合計した額に他の建築物ごとの①の金額を加算した額が1件あたりの手数料となります。（法第30条第2項により②及び③については、認定申請に係る申請建築物に限りです。）

○ 基本額は、以下のとおり、認定申請の対象に応じて、下記【表1】の各区分に対応する金額を合計した額となります。

- 1) 一戸建ての住宅の場合：区分「1」
- 2) 共同住宅等の場合：区分「2」
- 3) 非住宅建築物の場合：区分「3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住宅部分のみ：区分「2」
 - ・非住宅部分のみ：区分「3」
 - ・建築物全体：区分「2」＋「3」

【表1】基本額

区 分	対 象	床面積（※1）	評価建築物 （※2）	簡易評価法建 築物 （※3）	簡易、標準併 用建築物 （※4）	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,240円	20,800円	30,170円	40,570円
		200㎡超 ～	6,240円	21,840円	33,290円	44,730円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	38,490円	59,300円	80,110円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	23,920円	66,580円	99,870円	134,210円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	52,020円	119,640円	173,740円	227,840円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	93,630円	181,020円	253,850円	326,680円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	139,410円	321,480円	475,460円	631,520円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	212,240円	547,250円	833,360円	1,120,510円
		50,000㎡超 ～	322,520円	963,410円	1,513,780円	2,064,150円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	100,910円		264,260円
		300㎡超 ～ 1,000㎡以下	19,760円	129,000円		330,840円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	31,210円	169,580円		427,600円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	93,630円	274,660円		609,670円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	147,730円	357,890円		750,120円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	186,230円	430,720円		887,460円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	233,040円	504,590円		1,012,300円
		50,000㎡超 ～	326,680円	653,370円		1,262,000円

【表2】建築確認申請手数料相当額

	床面積の合計	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書添付あり	壁量計算書添付なし	
建築物	30㎡以下	17,000円	9,840円	19,680円
	30㎡超～100㎡以下	54,120円	32,830円	60,330円
	100㎡超～200㎡以下	62,600円	41,440円	69,650円
	200㎡超～300㎡以下	84,420円		
	300㎡超～500㎡以下		68,950円	94,090円
	500㎡超～1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備			17,130円	
工作物			27,840円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積（※5）	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～500㎡以下	149,940円
500㎡超～1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

3 軽微変更該当証明書交付手数料（規則28関係）

【手数料額】上記2 表1に同じ

4 算定事例

【事例 1】

一戸建ての住宅（100㎡）の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（評価建築物又は簡易評価建築物（以下、評価建築物等）ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 40,570 \text{ 円}$$

【事例 2】

事務所併用住宅（住宅部分：160㎡、事務所部分50㎡）の非住宅部分のみの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 264,260 \text{ 円}$$

【事例 3－1】

延べ面積 2,100㎡（住戸専用部分：1,900㎡、共用部分200㎡）のマンションの住棟全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（共用部分の評価をしない。評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 134,210 \text{ 円}$$

【事例 3－2】

延べ面積 2,100㎡（住戸専用部分：1,900㎡、共用部分200㎡）のマンションの住棟全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 227,840 \text{ 円}$$

【事例 4】

総住戸数 20戸、延べ面積1,850㎡（住戸専用部分：1,500㎡、共用部分：150㎡、1 F店舗部分：200㎡）の店舗付きマンションの建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）であって、かつ、法 30Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 398,470 \text{ 円} + 227,430 \text{ 円} + 198,880 \text{ 円} = 824,780 \text{ 円}$$

（内訳）

- ① 基本額 = $134,210 \text{ 円} + 264,260 \text{ 円} = 398,470 \text{ 円}$
- ② 建築確認申請手数料相当額 = $227,430 \text{ 円}$
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額 = $198,880 \text{ 円}$

【事例 5】

延べ面積 6,000㎡のホテルの建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（評価建築物等ではない。）

$$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 750,120 \text{ 円}$$

【事例6】

延べ面積 5,000㎡の事務所（申請建築物）（評価建築物等ではない。）及び延べ面積3,000㎡（住戸専用部分：2,500㎡、共用部分：500㎡）のマンション（他の建築物）（共用部分の評価をする。評価建築物等ではない。）の複数建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合であって、かつ、法30Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

$1 \text{ 件あたりの認定申請手数料} = 1,253,240 \text{ 円（申請建築物）} + 227,840 \text{ 円（他の建築物）} = 1,481,080 \text{ 円}$
--

（申請建築物 内訳）

- ① 基本額 = 609,670円
- ② 建築確認申請手数料相当額 = 405,930円
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額 = 237,640円

申請建築物の合計金額 = 587,520円 + 377,400円 + 226,330円 =

1,253,240円

（他の建築物 内訳）

- ① 基本額 = 227,840円

他の建築物の合計金額 =

227,840円
